



宇治市

子ども
まんが
プラン

概要版

令和7年3月
宇治市

1 計画策定の趣旨

宇治市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「第1期宇治市子ども・子育て事業計画」を策定して以降、令和2年3月には「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」に加え、社会問題化している子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻く様々な課題などに対応してきたところです。このたび、これら計画の計画期間が満了することに伴い、宇治市の宝である子どもを中心に考え、安心して子育て・子育てができるよう切れ目のない支援を行うとともに、地域が一体となって、子どもの夢を応援し、叶えることのできるまちを目指し、「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策推進計画」を一体的にまとめた「宇治市子どもまんなかプラン」を策定しました。

2 計画の位置付け

「宇治市子どもまんなかプラン」は、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の一体的な計画として位置付けます。

また、「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けるとともに、「宇治市地域福祉計画」「宇治市教育振興基本計画」などの諸計画及び福祉・教育関連だけでなく、「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などのまちづくりを含めた他計画とも整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。

3 計画の期間と対象

【計画期間】

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

【主たる対象】

胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳に達するまでの子どもと保護者（子育て家庭）

4 計画の基本的視点

「子ども」本人の利益を最優先に支援しながら、子育てを担う父母等の「家庭」への支援について、行政だけではなく、「地域」とともに取り組んでいく考え方を今後も継続していきます。

本計画では、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」及び「宇治市子どもの貧困対策推進計画」における基本的視点を踏襲し、「子どもの視点」・「家庭の視点」・「地域社会の視点」をもとにこれまでの成果と課題をふまえて新たに「宇治市子どもまんなかプラン」として展開していきます。